

◎災害対策基本法等の一部を改正する法律案に対する修正案対照表
○災害対策基本法等の一部を改正する法律案（抄）

修 正 後	修 正 前
（災害対策基本法の一部改正） 第一条 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。 第八条第二項に次の一号を加える。 二十二 〔略〕 第八条に次の一項を加える。 3 国及び地方公共団体は、前項第十七号に掲げる事項を実施するに当たっては、被災した障害者がそれ以外の障害者による支援を受けられることの重要性に鑑み、当該支援に係る社会的障壁（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第二条第二号に規定する社会的障壁をいう。）の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮が行われるために必要な環境の整備に努めなければならない。 第二章に次の一節を加える。 第五節 登録被災者援護協力団体 （被災者援護協力団体の登録）	（災害対策基本法の一部改正） 第一条 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。 第八条第二項に次の一号を加える。 二十二 〔略〕 〔新設〕 第二章に次の一節を加える。 第五節 登録被災者援護協力団体 （被災者援護協力団体の登録）

（傍線部分は修正部分）

第三十三條の二 〔略〕

2 〔略〕

3 次の各号のいずれかに該当する被災者援護協力団体は、登録を受けることができない。

一 〔略〕

二 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者又は法人でない団体で代表者若しくは管理人の定めのあるものの代表者若しくは管理人を含む。第三十三條の六及び第九十條の六において同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者のあるもの
イ 二 〔略〕

〔削る〕

4 6 〔略〕

第三十三條の三 第三十三條の十一 〔略〕

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中災害対

第三十三條の二 〔略〕

2 〔略〕

3 次の各号のいずれかに該当する被災者援護協力団体は、登録を受けることができない。

一 〔略〕

二 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者又は法人でない団体で代表者若しくは管理人の定めのあるものの代表者若しくは管理人を含む。第三十三條の六及び第九十條の六において同じ。）のうちに次のいずれかに該当する者のあるもの
イ 二 〔略〕

ホ 心身の障害により被災者援護協力業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの

4 6 〔略〕

第三十三條の三 第三十三條の十一 〔略〕

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中災害対

策基本法第二条第一号の改正規定、同法第二条の二第六号の改正規定、同法第五条の三に一項を加える改正規定、同法第八条第二項の改正規定、同法に一項を加える改正規定、同法第四十条の改正規定、同法第四十二条第三項の改正規定、同法第四十三条第三項の改正規定及び同法第四十九条の二に一項を加える改正規定並びに第五条の規定（大規模災害からの復興に関する法律第五条第六項第二号の改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第四条及び第六条（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十八条第一項の表第四十条第二項第二号の項の次に次のように加える改正規定、同表第四十条第三項の項の改正規定、同表第四十二条第三項の項の改正規定、同表第四十九条の二及び第四十九条の三の項の改正規定及び同項の次に次のように加える改正規定に限る。）の規定は、公布の日から施行する。

策基本法第二条第一号の改正規定、同法第二条の二第六号の改正規定、同法第五条の三に一項を加える改正規定、同法第八条第二項の改正規定、同法第四十条の改正規定、同法第四十二条第三項の改正規定、同法第四十三条第三項の改正規定及び同法第四十九条の二に一項を加える改正規定並びに第五条の規定（大規模災害からの復興に関する法律第五条第六項第二号の改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第四条及び第六条（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十八条第一項の表第四十条第二項第二号の項の次に次のように加える改正規定、同表第四十条第三項の項の改正規定、同表第四十二条第三項の項の改正規定、同表第四十九条の二及び第四十九条の三の項の改正規定及び同項の次に次のように加える改正規定に限る。）の規定は、公布の日から施行する。